

職工定期乗車割引件

三

0678

三ノ

ノ

ノ

ノ

9-9-A

副官
參事官
發付
三月

二十一年三月五日起案

大臣

次官

經理局長

局員

局員

艦政本部長

第三部長

第四部長

第一部長

會計課長

昭和十一年三月

次官

官房第八五八號

宣

0679

横濱 海軍工廠 竣工 記念 式典

海軍工廠竣工記念式典

昭和九年九月廿七日 海軍工廠竣工記念式典

海軍工廠竣工記念式典

海軍工廠竣工記念式典

海軍工廠竣工記念式典

海軍工廠竣工記念式典

海軍工廠竣工記念式典

右中 竣工

(3)

0680

主任局

經理局

帝國鐵道 第五九〇號

明治四十一年三月三日

帝國鐵道廳總裁平井晴二郎

海軍次官加藤友三郎殿



各鎮守府海軍工廠職工對定期乘車券特別割引義左記各項依三月十一日施行可致貴系了知相成度此般及依通新

一區間及賃金差別紙通
但舞鶴及早岐當分施行セズ

帝國鐵道廳

0681

一 通用期間ハ三月トシ等級ハ三等トス

一 往復乗車列車特ニ指定シタル列車ニ限ルモノトス

指定列車ハ所管管理局若クハ營業車事務

所ト海軍工廠トノ間ニ於テカカ定スルモノトス

但勤務時間ノ都合依リ所屬海軍工廠ヨリ豫

メ発歇々長ニ通告アリタルトキ若クハ天災地変

其他事故發生ノ場合鐵道係員ノ指定シタル

列車ニ乗車スルハ此限ニテラス

一 優等車ニ轉乘スルヲ得サレモトス

一 傷病疾病其他ノ事故ニ依リ三日以上乗車スル能ハ

サルモノ發歇々長ニ申出ダテ該乗車券ヲ預クモノトス

トキ其月數ニ相當スル通用期間ツハ延長シ得ベ

四田

0682



乗車ツ始ルキ本入ニ返付ルモノトス

但ニ通用期間ノ延長ニ由リテ三十日ヲ超過スルヲ得

カハモトス

一本乗車ツ方ツ隨時發行スルニ由リテ三月ハ三

十日ノ割ツ以テ計算ス

但其月ノ一日ヨリ月ノ末日迄發行スルニキツ一日ヨリ

末日迄ツラ月トス

一本乗車ツ方ツ購ホシテモノニ廢所定ノ購ホ

中ノ書ニ所依海軍工廠ノ證明書ヲ添付シ

乗車地ノ驛長ニ請ホスモノトス

但購ホ中ノ書及證明書ハ連名ヲ記載スルヲ

得

行用戦車

0683

一 乗車 客規 別紙 通

一 客規 別紙 通 定期乗車 客規 程 第 四
條 第 五 條 及 第 七 條 乃 是 本 土 各 條 之 通 用 也

早岐	岸嶋	唐島	孫田	夫野	坂	天鹿	吉浦	大船	鎌倉	運子	大船	鎌倉	運子	田浦	自
佐世保	新岸嶋				吳				田浦			横須賀			至
五・五	四・三	一六・四	一二・四	一〇・八	九・一	四・五	二・四	八・八	五・八	三・四	一〇・〇	七・〇	四・六	一・二	埋
一五・四	一一・四	三五・七	二九・一	二七・三	二三・〇	一三・九	〇・五九	二・三	一六・四	〇・八六	二五・三	一八・八	一三・九	〇・〇	持
															成育健金

0685

事記	甲第 種 海軍工廠員定期乗車券 年 月 日 迄 年 月 日 迄		乙第 種 姓名 年 月 日 迄 年 月 日 迄		丙第 種 姓名 年 月 日 迄 年 月 日 迄		丁第 種 姓名 年 月 日 迄 年 月 日 迄	
	年 月 日 迄	年 月 日 迄	年 月 日 迄	年 月 日 迄	年 月 日 迄	年 月 日 迄	年 月 日 迄	

本乗車券の規定は各條項の乗車券上
所使用可指図儀、海軍工廠員定期乗車券
明治 年 月 日 迄
年 月 日 迄

三井海軍工廠員定期乗車券
年 月 日 迄
年 月 日 迄
明治 年 月 日 迄
年 月 日 迄

三井海軍工廠員定期乗車券
年 月 日 迄
年 月 日 迄
明治 年 月 日 迄
年 月 日 迄

三井海軍工廠員定期乗車券
年 月 日 迄
年 月 日 迄
明治 年 月 日 迄
年 月 日 迄

三井海軍工廠員定期乗車券
年 月 日 迄
年 月 日 迄
明治 年 月 日 迄
年 月 日 迄

備考

- (一) 甲種乗車券の適用期限は前項ノ
乗車券に於て「年 月 日 迄」ト記入
被附ノ點() 止本人ニ存シテトス
- (二) 書面ノ返却ノ差違ニテトス() 入テトス
此際ニ可成丁片記乗車券トシ
取扱フテトス
- (三) 丁片記乗車券前項取扱ニ準テトス
此記記入ニテトス

定期乗車券規程 (明治四十年十一月一日改正)

第一條 定期乗車券ハ各驛間各等之ヲ發行スルモノニシテ其通用期間ハ一ヶ月、三ヶ月、六ヶ月、十二ヶ月ノ四種トス
第二條 定期乗車券ハ左記賃金表ニ依リ普通旅客賃金ヨリ約四割乃至八割ヲ低減シテ發賣ス

但區間ニヨリテハ本項割引率ノ範圍内ニ於テ其賃金ヲ増減スルコトアルヘシ
一ヶ月以上繼續シテ定期乗車券ヲ使用シタルモノニシテ引續キ該券ヲ購求スル場合ニ於テハ前表ヨリ更ニ其一割ヲ低減シテ之ヲ發賣スヘシ

第三條 定期乗車券ノ通用期間ハ之カ使用ヲ始ムル月ノ十五日前後ニ依リ一日若クハ十六日ヨリ起算ス

第四條 定期乗車券ハ年齢十二年未滿ノ小兒ニ對シテハ半賃金ヲ以テ發賣ス

前項ノ場合ニ於テハ親權者又ハ後見人ノ年齢證明書ヲ購求申込書ニ添付スルモノトス

但同一ノ停車場ニ於テ繼續シテ購求スルトキハ此限ニアラス

第五條 定期乗車券ノ使用ハ記名當人ニ限ルモノトス

他人之ヲ使用シタル場合ニ於テハ記名人ノ承諾ヲ得タルト否トヲ問ハス該乗車券ヲ無効トシテ之ヲ取上ケ賃金ノ拂戻ヲナササルモノトス

第六條 定期乗車券ヲ以テ該券面ノ等級ヨリ優等車ニ轉乘シタルトキハ其區間ニ於ケル本券等級ノ普通賃金ト優等車普通賃金トノ差額ヲ徴收スヘシ

乗換ヲナストキハ必ス乗換乗車券ヲ受取ルヘシ若シ之ヲ受取ラサルトキハ現乘車等級ニ對スル普通賃金ヲ徴收スヘシ

第七條 定期乗車券ノ通用期限内ニ賃金ニ異動ヲ生スルモノニ對シテ追徴又ハ拂戻ヲナササルモノトス

第八條 定期乗車券ニ依リ乗車ノ場合ニ於テハ無賃手荷物託送ノ權利ナキモノトス

第九條 天災事變其他ノ事故ニ依リ列車ノ運轉ヲ三日以上引續キ休止シタル場合ノ外定期乗車券ハ如何ナル原因ニ依リ之ヲ使用セサルモ總テ賃金ノ拂戻ヲ爲サルモノトス

前項拂戻ノ場合ニ於テハ日割計算ノ方法ニ依ル

第十條 定期乗車券ヲ紛失シタル場合ニ於テハ速ニ該乗車券ヲ購求シタル停車場ニ通告スヘキモノトス

前項ノ場合ニ於テハ手数料五拾錢ヲ支拂ヒ再交付ヲ受クルコトヲ得

第十一條 列車回数ノ増減及發着時刻ノ變更等ヨリ定期乗車券使用者ニ及ボス結果ニ就テ當廳ハ其責ニ任セス

第十二條 定期乗車券ハ期限經過後一週間内ニ該券ヲ購求シタル停車場ニ返付スヘキモノトス

前項ニ依リ乗車券ヲ還付セザルモノハ第二條第二項ニ依リ割引低減ヲ受クルコトヲ得サルモノトス

第十三條 定期乗車券ノ購求ヲ欲スルモノハ本規程ノ各條項承諾ノ上當廳所定ノ申込書ヲ以テ購求スルモノトス但當廳長ハ記名人ノ出頭ヲ請求スルコトアルヘシ

定期乗車券購求申込書

一 區間 間 等

一 期限 自明治 年 月 日 至同 年 月 日 月 日 月 日

前記定期乗車券購求致度ニ付御交付相成度候尤モ該乗車券ニ對スル規定ハ總テ遵守可致候也

明治 年 月 日

帝國鐵道廳

驛御中

0689

三下白
後二白

副官



參事官

發付物
九月八日

甲子年八月廿日起案

大臣

次官



付與書



予分



行四等初等



第一部



會計課



回信
九月

次官

官房第一五〇六號三

毎頁

PH.

9.2.11



0690

シシヲ勝スニ能ハズ裁ニ向テ意見アリ義兵
 二ニメタル馬ノ曰麻呂漢一ノ麻呂ノ事
 之ヲ奪リ回シタル事仲ノ事有コトナリ景平
 四ノ事ニシテハ免件ノ事有コトナリ麻呂
 四ノ事ニシテハ免件ノ事有コトナリ麻呂
 彼語ヲ聞クニ其ノ事有コトナリ麻呂
 付ノ事ニ目下ノ事有コトナリ麻呂
 キモノトナリ

(久保田稿)

0693

代理局長

局長



甲子年四月廿五日

三九四號

局長

子用能きん屋 浮氣お

地帯之成縁之刺外字云云

本日より古本介一五の字跡を以て去年

九月協定より古本上成縁より古本上成縁

刺外字之成縁を以て古本上成縁

照入字之成縁を以て古本上成縁

以下古本上成縁を以て古本上成縁

九日協定より古本上成縁を以て古本上成縁

0694

橋本河原村の地
橋本河原村の地
橋本河原村の地

信濃、横須賀市、附近、大浦、河原

古河、三浦、村、本、庭、哥、山、原、山、原

比較的容易、山村、生活、山、原、山、原

廻り、山、原、山、原、山、原、山、原

山、原、山、原、山、原、山、原

山、原、山、原、山、原、山、原

山、原、山、原、山、原、山、原

山、原、山、原、山、原、山、原

山、原、山、原、山、原、山、原

山、原、山、原、山、原、山、原

職二位及上多下、影如言がしれ、及下、あり、た、り、い、

0695

帝鐵第三九三號

明治四十一年五月十五日

通信大臣子爵堀田正養

海軍大臣男爵齋藤實殿

回答

客月十三日付官房第一五〇六號ヲ以テ海
 軍工廠職工乗車賃割引驛廣須
 賀驛迄加方海照會之處右ノ諸
 軍港地ノ諸物價高直ニシテ職工ノ生
 活困難ヲ感スルヲ以テ地方村落中計
 慮對策ノ輕重ニ依リテ復汽車賃ヲ低廉

總理局

郵務局

委任書

文書
部長

〆
〆
〆
〆

0696

二、以テ彼等ノ負擔ヲ輕減セシメ度トシ趣
 旨ニ依リ全然減額要求ニ應じ田浦豆子
 録倉大船等ノ地方ヲ勤スル職工ニ
 對シ特ニ賃金ヲ割引致儀義ニ有之
 然ルニ今横須賀方面ヲ田浦(通勤
 スル職工ニ對シテ割引致儀義ノ最初、
 趣旨ト帳本ニ於テ相違致儀義ニ付
 遺憾溢來意ニ應じ難儀條可然
 了取有之旨也

官房第一五〇六號



海軍

昭和十一年四月十三日

大臣

大臣

次官



副官



参事官



四十一年四月方日起案

四月十日 發付

經理局長



局員



局員



艦政本部長



第三部長



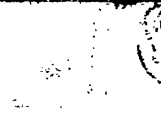
第四部長



第一部長



會計課長



0698 47

4-9-A1

得せん次廿廿... 松原野市以外
 由... 山村... 庭等...
 面... 務... 有...
 ... 新... 有...
 ... 以... 付... 追...
 ... 相... 友... 松... 市...
 ... 付... 混... 同... 有...
 ... 事... 次... 中... 下... 上... 一...
 ... 存... 候... 尚... 本... 津... ぬ... 等... 松... 野... 市...
 ... 指... 造... 入... 中... 松... 野... 市...
 ... 情... 此... 在... 人... 松... 野... 市...

横領第 四五 號 / 二

明治四十一年三月廿七日

小泉横須賀鎮守府参謀長



加藤海軍次官殿

經 理 局

職工割引乗車ノ件

當海軍工廠職工ニシテ造兵部ニ通勤スル
モノ、横須賀田浦駅間ノ汽車賃割引
乗車ノ件ニ就キ別紙ノ通り松本工廠
長ヲ申越候間可然御詮議相煩度

0702

右御依頼ス

終

終

0703

参謀長

副官

三ノ一七

何に於て

以て持て

いふに

の

何に於て... 持て... 以て... 何に於て... 持て... 以て...



0704

Handwritten Japanese text in vertical columns, likely a historical document or manuscript. The text is written in a cursive style (sōsho) and is contained within a rectangular border. The characters are dense and difficult to read without specialized knowledge of the cursive script.

0705

甲号

持取中三九一

の治中十一

西の津波をいふは
西の津波をいふは
西の津波をいふは
西の津波をいふは

改工敷の事

乙卯五九の事
乙卯五九の事
乙卯五九の事
乙卯五九の事

0706

此の曲は、
 昔の曲に
 似てゐる
 といふが、
 其の曲調
 は、
 昔の曲と
 異なる。

0708

乙号

神格のついで

ついでに

神格のついで

神格のついで

神格のついで

神格のついで

神格のついで

神格のついで

0710

Handwritten Japanese text in a vertical column within a grid. The text is written in a cursive style (sōsho) and appears to be a signature or a name, possibly '海軍' (Imperial Japanese Navy).

海軍

0712

三(七)

副官



參事官

發
行
官

大臣

四十一年六月廿九日起案

次官



經理局



局員



榮



軍務局長



局員



明治四十一年六月廿七日

次官

官房第三七八二號

每頁

0717

三(七)

右陸軍府參謀長宛

第一第二禮隊參謀長宛

市清船隊及速習艦隊司令官宛

各要港部參謀長宛

各部与長若梯長造等殿長宛

甚深海軍各長宛

輸送物品半價取扱開始方針

明治廿九年通令省告示第四百三十二号

鐵道廳總裁より取扱物品、深上帝國

在府及通條各各貴廳(部)下一船、

河津市成文

右中越不

右中越不

0718

主任局員



帝鐵運乙第三五九四號

明治四十一年六月十八日

帝國鐵道廳總裁平井晴二郎

海軍次官加藤友三郎殿



明治廿九年一過信省告示第四百三十二
 號ニヨリ半價ヲ以テ取扱フ物品ハ從來
 統監府鐵道管理局線ト連帶シテ
 扱フ為サスル要來ルル六月廿一日ヨリ左
 記ニヨリ右連帶一取扱開始セラル
 為名及交通ニ付



帝國鐵道廳

0719

記

一本文告示第四百三十二種一依り半價

輸送ノモノ、軍使計算方ハ鐵道ハ普通

修リ半減之ニ、國金間決定汽船賃

(特定ノ割引賃金ニ據ラス)ヲハフルモノトス

但速達係貨物及少ク荷物車船通

シテ半減トス

北村